

## 特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する要綱

(制定) 平成26年12月25日付26教人選第801号  
(一部改正) 平成28年6月6日付28教人選第192号  
(一部改正) 平成29年9月1日付29教人選第398号  
(一部改正) 令和3年9月6日付3教人選第381号

### (目的)

第一 この要綱は、特別免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第38号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づく有用な知識経験等の取扱い及び規則第7条の規定に基づく面接の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (有用な知識経験等の取扱い)

第二 規則第6条第2項の規定する有用な知識経験等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
  - イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
  - ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの
  - ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
    - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
    - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
    - ・グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
    - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）
- 二 教科に関する専門分野に係る勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、おおむね3年以上あること。

第三 東京都教育委員会は、第二に規定する有用な知識経験等を十分に満たさない場合においても、次に掲げる要件のいずれかを考慮することにより、第二に規定する有用な知識経験等とみなすことができる。

- 一 外国の教育資格の保有
- 二 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- 三 修士号、博士号等の学位の保有
- 四 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績
- 五 大学における教職科目の履修
- 六 学校現場における過去の勤務経験
- 七 模擬授業の実施による評価
- 八 その他東京都教育委員会が、第二に規定する有用な知識経験等と同等とみなすことができるもの

(第三者による面接)

第四 規則第7条第1項前段に定める面接は、次に掲げる2人により行う。

- 一 教職課程認定を有する大学の学長、学部長又はこれらに準ずる者
- 二 受検者が勤務しようとしている学校が大学附置の国立学校、都立学校、又は区市町村立学校の場合においてはそれぞれの校種の公立学校長又はこれに準ずる者、私立学校の場合には、私立学校長又はこれに準ずる者

2 規則第7条第1項後段に規定する教育長が別に定める職員は、東京都教育庁等の標準的な職を定める規程（平成28年東京都教育委員会訓令第16号）第2条の表の第3欄に掲げる職制上の段階の区分が課長職となる職員及び東京都公立学校等の標準的な職を定める規則（平成28年東京都教育委員会規則第22号）第2条の表の第1欄2の項の第3欄に掲げる職制上の段階の区分が課長職となる職員とする。

3 規則第7条第3項に規定する教育長が別に定める場合は、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 教育職員免許法（昭和24年法律147号）第4条第1項に定める教育職員の普通免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合
- 二 外国語指導助手等として、相当免許状を有する教育職員の指導及び助言に基づき当該教育職員が行う授業の補助を行っていることにより推薦を行う任命権者がその勤務実態を把握している場合（ただし、主たる業務内容が障害のある児童生徒等に対する生活介助等である場合を除く。）

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則（28教人選第192号）

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則（29教人選第398号）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（3教人選第381号）

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。